

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成28年6月17日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 守屋常雄君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農業委員会 事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総務部次長	小 林 和 夫 君
市民部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	藤 田 聡 君
環境部次長	梶 由紀夫 君
経済部次長	小 川 茂 生 君
建設部次長	岡 野 稔 君
建設部次長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	中 根 敏 美 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君
書 記	飯 村 彰 君

平成28年第2回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成28年6月17日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第52号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条件の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第53号 牛久市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第54号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第55号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第56号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第57号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7. 議案第58号 土地取得について
- 日程第 8. 議案第59号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9. 議案第60号 稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について
- 日程第10. 議案第61号 稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分について
- 日程第11. 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 日程第12. 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 日程第13. 議案第65号 土地取得について
- 日程第14. 決議案第2号 ひたち野地区の中学校建設用地（タキイ種苗跡地）に係わる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議について
- 日程第15. 請願第 3号 「まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」提出の請願書
- 日程第16. 教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第17. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第52号ないし日程第15、議案第61号、日程第11、議案第63号ないし日程第13、議案第65号の13県及び日程第14、決議案第2号の1件、日程第15、請願第3号の1件を一括議題といたします。



議案第52号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条件の一部を改正する条例について

議案第53号 牛久市土地開発基金条例の一部を改正する条例について

議案第54号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第55号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第56号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第57号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

議案第58号 土地取得について

議案第59号 工事請負契約の変更について

議案第60号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について

議案第61号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について

議案第63号 工事請負契約の締結について

議案第64号 工事請負契約の締結について

議案第65号 土地取得について

決議案第2号 ひたち野地区の中学校建設用地（タキイ種苗跡地）に係わる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議について

請願第3号 「まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」提出の請願書

○議長（市川圭一君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、秋山総務常任委員長。

平成28年6月17日

総務常任委員会

委員長 秋山 泉

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第52号	牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条件の一部を改正する条例について	原案可決
議案第53号	牛久市土地開発基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第57号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第63号	工事請負契約の締結について	原案可決
請願第3号	「まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」提出の請願書	採 択

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） 総務常任委員会委員長審査報告。

平成28年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月13日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第52号は、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、法律で定める事務以外で個人番号を独自に利用し、または、他行政機関との情報連携を行うためには、その旨を条例で定める必要があることから個人番号（マイナンバー）を独自利用する事務、及び利用できる特定個人情報を守るため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、今回はマル福に関する事務で他の機関と情報連携を図るとのことだが、他の機関というのは市町村以外にもあるのか、また、他市町村からの転入者の認定に際し、所得証明書の添付が不要になること以外に、市民の利便性が向上する点はあるのかについて質疑がなされました。市執行部からは、情報連携を図る他の機関は、市町村以外は想定していないこと、市民の利便性向上に関しては、転入者に関して所得証明書が不要になることのみである、との答弁がありました。

また、セキュリティ、情報漏えいのリスクに関して、牛久市でのマイナンバー情報の取り扱い、収集方法について質疑がなされ、市執行部からは、やりとりの方法は、120台のパソコンで他市町村と情報のやりとりをすることを想定している。今後は、基幹システムは基幹システムだけのネットワークとして扱う。また、そのパソコンは、USBなどの外部メモリーが使えないこと、取り扱う職員についてはID、パスワードと静脈認証の2要素を使ってログインすることになる、との答弁がありました。

また、システム上の経費の持ち方について質疑がなされ、市執行部からは、独自利用の部分については単費になるが、それ以外の部分については国の補助金を活用するとの答弁がありました。

また、今回はマル福に関する事務についてのみの利用ということであるが、今後利用する業務がふえた場合、1人の担当者が全ての情報を知り得ることになるのか、また、情報利用の市民への公表の仕方とスケジュールについて質疑がなされ、市執行部からは、マイナンバーシステムは事業ごとに、必要な情報だけ取り扱うことになっている。また、取り扱った情報については、今後、マイナポータルというところから、個人が、自分の情報がどのように取り扱われたかをチェックできるようになる。また、公表の仕方とスケジュールについては、本条例の改正後に、庁内のワーキンググループにおいて検討していきたいとの答弁がありました。

議案第53号は、牛久市土地開発基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、現在の条例には処分の規定がないことから、処分に関する条項を追加するものであり、土地開発基金で保有している現金を一般会計に繰り入れることで、施設整備の財源とすること等を可能にするため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、土地開発基金で保有する現金は、どのくらいが妥当と考えるか、また、未利用地の精査について、具体的にどのようなことを行っているか、また、未利用地について、どういう場合に売却と判断するのか、また、含み損が出た場合の処理の仕方について

質疑がなされ、市執行部からは、現金は3億円から4億円程度が妥当と考えていること、未利用地の精査状況については、事務方でリストアップしており、本条例が改正された後、牛久市土地建物取引等検討委員会で調査検討し、候補地を選定して売却していくこと、含み損については、当時の買い取り価格（簿価）より、これから売ろうとする価格が下がっている土地もあれば、逆に周辺の道路整備などにより価格が上がっている例もある。売却する際は、簿価を下回ったとしても、一般会計から補填することはない、との答弁がありました。

また、牛久市土地建物取引等検討委員会は、市長がかわってから開かれたのか、今後も土地開発基金で土地を購入する考えはあるのか、基金を使わなくても市政運営に支障はないののではないか、との質疑がなされ、市執行部からは、牛久市土地建物取引等検討委員会の開催の有無については、処分に関しては開かれていないこと、また、今後の基金を使つての土地購入の可能性については、例えば市道23号線（城中田宮線）のように、都市計画決定された区域内において土地の購入が必要になったときには、国庫財源確保の面から見ても有利であり、土地開発基金で購入することがあること、したがってそれが、土地開発基金を使わなくても市政運営に支障がないのではという質問への答えになると考える、との答弁がありました。

また、基金で所有する土地の一般への売却は可能なのかについて質疑がなされ、市執行部からは、条例制定当初（昭和46年）は想定されていなかったが、制限はされていないことが地方自治法の逐条解説に記載されている、との答弁がありました。

議案第57号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第2号）の内、当委員会所管の歳入の主なものとして、繰入金については、今回の補正予算を調製した結果生じた財源不足を補うため、財政調整基金繰入金を増額計上するものであります。

歳出の主なものとして、総務費の総務管理費は、子育て支援制度の改正、及び国民健康保険事業の広域化に対応するための電算システム改修費の増額計上であります。第2表の債務負担行為は、大型バスの購入について、契約から納期までに1年半以上の日数を要するため、設定するものであります。

審査に当たり委員からは、公用バス購入に当たって、外装のデザインはどうなるのか、一部に企業等の広告を取り入れる考えはあるのか、また、小坂城址土地購入事務処理調査委員会について、どのくらいのペースで開くのか、調査した結果をどのように報告するのか、また、委員会は今のところ非公開となっているが、今後どのように公開していくのか、市としてはどう考えているのか、についての質疑がなされ、市執行部からは、バスのデザインについては、余り派手でなく落ちついたものを考えていること、広告については、条例等を見ながら検討していきたいこと、小坂城址の委員会については、今年度10回を想定して計上したこと、開催のペースについては月1回を想定しているが、委員の方々と相談して決めていくこと、最終的に

は報告書を市長に答申することになること、現在委員会が非公開であるのは、調査に支障が出ないようにするためであること、また調査の結果は最終的には情報公開条例に基づいて公表することになるが、どのような形での報告、公表となるかについては、冊子などではなく、A4のペーパーで作成し、広報紙、ホームページ、その他の媒体を使って公表していきたいが、まだ委員の方々と具体的な話はしていない。市としては、あくまでも第三者委員会であるので、委員の意向に沿って進めている、との答弁がありました。

議案第63号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、市役所庁舎空調設備改修工事について、工事請負契約を締結するものであり、市役所本庁舎、及び分庁舎内の空調設備の更新工事を行うもので、去る5月27日に一般競争入札を執行し、株式会社テクノ菱和茨城支店が2億5,812万円で落札したものであります。

審査に当たり委員からは、工事の期間、エリアについて、市役所における健診やイベントへの配慮について、また熱源がペレットであることによる、これまでとの違いについて質疑がなされ、市執行部からは、工事期間は平成29年2月17日までであること、エリアは本庁舎、分庁舎であること、ガードマンが誘導し安全を図ること、ペレットを熱源とすることにより年間約150万円のコスト削減になる、との答弁がありました。

また、落札率がこれまでより大きく下がっていること、及び二酸化炭素の削減量について質疑がなされ、市執行部からは、落札率が下がったのは競争性が強く働いたためと認識していること、また二酸化炭素は年間約76トンの削減になる、との答弁がありました。

請願第3号は、「まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」提出の請願書であります。

本件は、運転開始から間もなく40年を迎える東海第2原発が、原子力規制委員会の許可を得て1回限り20年以内の運転延長ができるという規定を採用しないことを求めるものであります。

委員からは、東海第2原発は、運転開始から37年と6カ月が経過しており、東日本大震災の巨大地震と津波によって被災しており、もし深刻な事故が起きた場合、半径30キロメートルに約100万人が居住し極めて大きな被害につながる危険がある。原発の運転期間は、検査に合格した日から起算して40年と定められている。原子力規制委員会の許可をして1回限り20年以内の運転延長ができるという規定があるが、運転延長による原発の劣化・老朽化の危険性は福島第1原発事故にもあらわれているとおりであり、市民の安心、安全を守る責務のある牛久市議会としては、平成24年3月23日、「東海第2原発の再稼働中止と廃炉を求める意見書」提出の請願を賛成多数で採択したこととの整合性を図る意味からも、今回の請願を採択すべきであるとの意見がありました。

また、東海第2原発は、燃えやすいケーブルを使っているということもあり、この地震国日本にあっては、非常に危険であるとの意見がありました。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第53号、議案第57号及び議案第63号はいずれも全会一致により、議案第52号については、賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第3号につきましては、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

また、委員より、今回本委員会に付託された議案でもある、牛久市土地開発基金について、執行部による議員を対象とした勉強会開催の要望がございましたので、議長に申し入れ書を提出いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、黒木教育民生常任委員長。

平成28年6月17日

牛久市議会議長 市川圭一 殿

教育民生常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第54号	牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第55号	牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第56号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第57号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第2号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第60号	稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約について	原案可決
議案第61号	稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分について	原案可決
議案第64号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第65号	土地取得について	原案可決
決議案第2号	ひたち野地区の中学校建設用地（タキイ種苗跡地）に係わる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議について	原案可決

〔教育民生常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○教育民生常任委員長（黒木のぶ子君） 改めまして、おはようございます。

教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成28年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第54号、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、少子化対策の充実のため、本年10月1日から、妊産婦、及び小児に対する医療福祉費の支給について、茨城県が所得制限を緩和し、県制度該当支給対象者を拡大することに伴い、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、所得制限を緩和、県制度該当支給対象者を拡大することのPR方法について、茨城県の所得制限が緩和されたことによる牛久市の負担額について質疑がなされました。

市執行部からは、同じく高校生への医療費拡大とあわせて広報紙、ホームページへの掲載を予定している。牛久市の負担額については、平成28年度は5カ月間で約1,500万円減少すると見込んでいるとの答弁がありました。

議案第55号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、厚生労働省令の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について改正するとともに、保育士等の配置に係る特例を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、対象となる市内の事業所について、今後小規模保育を希望する事業所はあるか質疑がなされました。市執行部からは、対象となる市内の事業所はなく、小規模保育に関する問い合わせはあるが、具体的な計画はないとの答弁がありました。

また、准看護師の資格要件、保育士と同等の資格要件について質疑がなされ、准看護師はどこの都道府県の資格かは問いません。保育士と同等の知識と経験を有する者とは、県の社会福祉協議会が行う地域保育コースの受講者を考えており、常勤で1年以上勤務した経験のある者との答弁がありました。

議案第56号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額の引き上げと軽減措置の改正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、今回の改正による課税世帯の変化、国保税の推移について質疑がなされました。

市執行部からは限度額が上がったことにより限度額に達する世帯が減り、全体で39世帯減り455世帯が限度額まで達する世帯となっている。これから後期高齢医療への移行が多く、本年度は昨年度に比べ500人くらい減っており、今後減少していく方向で見込んでいるとの答弁がありました。

議案第57号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第2号）の内、当委員会所管の歳入の主なものとして、県支出金の民生費県補助金は、国民健康保険事業の広域化に対応するためのシステム改修補助金の計上、教育費県補助金が、児童クラブ施設建設に伴う子ども・子育て支援整備交付金の計上であります。

歳出の主なものとして、教育費は、中根小学校に児童クラブ施設を建設するための事業費の計上であります。

審査に当たり委員からは、中根小学校児童クラブの現在の人数及び将来の予測、工事の完成時期について質疑がなされ、市執行部からは、中根小学校の児童クラブの児童数は5月1日現在245名、平成32年度で315名を想定している。工事の完成時期は平成29年3月中旬を予定しているとの答弁がありました。

また、学び合いの成果について、学び合いのPRについて質疑がなされ、市執行部からは、成果として学力の向上、不登校児の減少が上げられる。市内の小中学校へ様々な大学や教育委員会からの視察受け入れを行うことでPRとなっているとの答弁がありました。

また、中根小学校児童クラブの建設場所、建設の概要、グラウンド等への影響について質疑

がなされ、木造2階建て4教室を平成26年度に増築した新校舎の南側に予定し、グラウンドへの影響はないとの答弁がありました。

議案第60号は、稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約についてであります。

本件は、平成29年4月1日から、同組合が養護老人ホーム及び老人福祉センターの事業を廃止することから、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、今回の廃止の検討について、現在の事業内容の継続、廃止後の市の対応について質疑がなされました。

市執行部からは、移管先について検討委員会を各市町村の担当者が集まり協議をし、現状の状態を維持しての移管となる。現在3名の方が入所しているが、廃止後は市の負担金はなくなってくるとの答弁がありました。

議案第61号は、稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更に伴う財産処分についてであります。

本件は、同組合の事業の廃止に伴い、その財産を無償譲渡することから、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、建てかえの時期の検討、老朽化した施設の費用負担について質疑がなされ、市執行部からは、現状のまま無償譲渡ということで、建てかえの時期は確認していない。施設が老朽化しているということで、空調、変電設備の改修が必要となっており、稲敷地方広域市町村圏事務組合から補助金として修繕工事が完了後、3,500万円を上限として交付するとの答弁がありました。

議案第64号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、中央図書館内の空調設備の更新工事を行うものであります。

審査に当たり委員からは、工事期間中の利用者に対する配慮について、補助金の額について質疑がなされ、市執行部からは、工事は図書館の休館日に大きな工事を実施し、閉館後も工事を想定している。冷暖房の必要のない時期に集中的に工事を行う。補助金については補助対象経費の3分の2であり、約9,600万円位の額になるとの答弁がありました。

また、空調改修工事による効果、ペレットの安定供給について質疑がなされ、市執行部からは、空調改修工事による効果としてエネルギーの使用量については現在と対比して、36パーセント削減できる見込み、電気量については35パーセントの削減、二酸化炭素は34パーセント削減できる見込みです。ペレットの安定供給については担当の環境政策課と協議し、安定した供給ができるよう準備を進めていくとの答弁がありました。

議案第65号は、土地取得についてであります。

本件は、(仮称) ひたち野うしく中学校を新設するため、用地を取得するものであります。

審査に当たり委員からは、土壌調査、用地内の井戸の水質検査について質疑がなされ、市執行部からは、全域を調査対象としておおむね30メートルの区画に区分けし、53カ所を調査する内容です。金額は607万7,000円の見積もりとなっており、今後精査し、入札に向けて準備を進める。調査結果については、契約後、約2カ月の期間を要すると聞いている。用地内の井戸の水質検査については、土壌検査とあわせて実施し、飲用に適さない場合はグラウンドの散水に使用したい。土地取得契約を進めながら、並行して調査の準備を進めていきたいとの答弁がありました。

また、農業に限った検査だけではなく、全項目の検査を実施されてはどうかの質疑がなされ、市執行部からは、今回の土地は特定施設ではなく、農業に対する不安ということの調査で、第3種特定物質ということになるので、その調査を考えているとの答弁がありました。

決議案第2号は、ひたち野地区の中学校建設用地(タキイ種苗跡地)に係わる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議についてであります。

本件は、ひたち野地区に新設する中学校用地として、本市が購入を予定している「タキイ種苗跡地」について、残留農薬等及び放射能を再調査すること、地域住民に対する説明会を開催することを求めるものであります。

委員からは、残留農薬の調査、地元住民に対する責任として、説明会は必要であるとの意見がありました。

以上、9件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第54号、議案第57号、議案第60号、議案第61号及び議案第64号は全会一致により、議案第55号、議案第56号及び議案第65号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、決議案第2号につきましては全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長(市川圭一君) 次に、板倉産業建設常任委員長。

平成28年6月17日

牛久市議会議長 市川圭一 殿

産業建設常任委員会

委員長 板倉 香

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第57号	平成28年度牛久市一般会計補正予算(第2号) 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第58号	土地取得について	継続審査
議案第59号	工事請負契約の変更について	原案可決

〔産業建設常任委員長板倉 香君登壇〕

○産業建設常任委員長(板倉 香君) おはようございます。

産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成28年6月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月15日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第57号は、平成28年度牛久市一般会計補正予算(第2号)であり、当委員会所管の歳入について、県支出金の農林水産業費補助金は、畜産競争力強化対策整備事業費補助金の増額計上であり、歳出については、畜産競争力強化事業に対する補助金の増額計上で、茨城県の補助金交付要綱に基づき、牛久市が支出する事業費の全額が県補助金として交付されるものです。

審査に当たり委員からは、事業費における事業者の負担割合と今後の施設整備等の支援計画について質疑がなされ、市執行部からは、事業費の2分の1が補助金であり、残り2分の1が事業者の負担となる。今後の施設整備等の支援計画として、平成27年度は牛久市内養豚事業者の豚舎を増築し、今年度は、その事業者が所有する銚田市内の施設について一旦更地にし、再度、豚を肥育するための施設を建築する計画であり、今回の補助は主に豚舎を整備するため

のものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、畜産施設からのにおいの対策について質疑がなされ、市執行部からは、曝気槽などの排泄物処理施設の更新を含めた見直しを検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

議案第58号は、土地取得についてであり、田宮西近隣公園を整備するため、用地を取得するものです。

審査に当たり委員からは、用地を取得するに至った経緯について質疑がなされ、市執行部からは、計画当時は全ての用地を買収する計画でしたが、地権者の意向により借地により協力するとの意向が示されたため、借地により事業を進めてきた。このほど買収に応じるとの意向が示されたため、将来的な公園管理上において速やかに購入することが必要と考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、借地による協力を希望していた地権者が他にもいるのか、買収に応じる意向が示された時期についての質疑がなされ、市執行部からは、借地による協力を希望していた地権者は今回買収を予定している地権者だけである。買収に応じる意向が示された時期は公職を退職後に行われた交渉の中でのことであるとの答弁がありました。

その他、委員からは、既に都市計画決定されているとのことであるが、計画の変更はできないか、代替地の検討や市への寄附を提案するなどの考えはないかとの質疑がなされ、市執行部からは、近年問題となっている集中豪雨に対する田宮地区の雨水対策と豊かな水と緑をたたえる貴重な地形を有する優良な自然環境の保全という二つの観点より、基本設計や基本計画を経て地形などを考慮して区域を決定しており、今回購入予定の用地を除いての都市計画変更は考えていない。代替地や寄附に関しては、あくまで地権者の意向によるものであると考えており、地権者から買収に応じる意向が示されていることから買収により事業を進めたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、用地を買収せずに借地のままで整備はできないかとの質疑がなされ、市執行部からは、借地のままでも事業を完了させることは可能であるが、既に雨水排水管などが埋設されている部分について、今後、土地の所有者から土地の返還を求められることになれば、雨水排水管を撤去し、別の場所に計画を練り直すことになる。それには多大な費用を要することになるため、買収により事業を進めたいと考えているとの答弁がありました。

議案第59号、工事請負契約の変更についてであり、平成27年度第3回牛久市議会定例会で議決をいたしました田宮地区雨水管渠布設工事について、工事請負契約の変更をするものです。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第57号及び議案第59号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第58号については、委員から継続審査を求める意見があり、採決の結果、全会一致により閉会中もなお継続審査とすることに決し、議長宛て継続審査の申し出をいたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 反対討論を行います。

議案第52号、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

マイナンバー制度の実際の運用にかかわる条例で、医療福祉費の支給とマル福に関する事務であり、独自利用、他市町村、他行政機関との情報連携を平成29年の7月から行えるようにするためのものです。マイナンバー制度に関しては、これまでも指摘してきましたが、個人情報の流出、セキュリティー等に対する懸念等大きな問題を抱え、それらに対する対応も国を初めとしていまだ国民の安心につながる納得できる説明はなく、国民の不安を払拭できないことから反対します。

議案第55号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

国が示した待機児童対策のための緊急対策は、さまざまな規制を緩和して保育の受け皿を拡大するもので、保育の質の低下が懸念されています。保育士の資格を有しない者が認められるなど、乳幼児の健全な成長と安全を保障できないと見られる施設なども認められることとなります。現在は牛久市になくても、今後可能性があります。真の待機児童対策は、認可保育園の増設と保育士の処遇改善等が優先されなければなりません。常任委員会では賛成しましたが、

精査の結果、反対をします。

議案第56号、市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

地方税法改正により、現在の国民健康保険税の賦課限度額85万円を4万円値上げし、89万円とするもので、高額な負担を被保険者へ強いるものです。負担限度額の値上げは26年から毎年行われており、27年の試算では677万円の市民の負担増になっています。対象となる世帯数は、医療、後期高齢者支援で421世帯、これ以上の負担は限界というところまできています。軽減については、世帯数が多く7割減免に該当する2,715世帯については軽減されず、5割、2割の減免の2,640世帯についてもわずかな軽減です。国が国保収入に占める国庫支出金の割合を減らしてきた結果、国保は厳しい運営を強いられ、給付費の抑制や被保険者の窓口負担などをふやしてきました。今回の改正で、さらに高くして払えない国民健康保険税の状況は変わらないのではないのでしょうか。したがって、滞納者を減らすことにつながることは到底思えません。市としても市民の命を守り、払える国保税にしていくために、国に対して国庫負担金の増額を強く求めるべきです。

議案第58号、田宮西近隣公園の土地取得について。

この計画は、前市長時代に計画されたもので、前市長とその家族、計3名の地権者が所有する土地を含めて計画されたこと自体、政治的道義的責任からいっても問題があるのではないのでしょうか。なぜこの時期にこの議案が出されたのか、この土地を除いての計画も可能ではないか、借地のまま、また代替地や土地の寄附等を要請できないか等々、質問が多岐にわたり、多くの問題が指摘されました。しかし、前市長からの買い取りの要望があったから今回議案として提案したとの答弁がありました。目的は、雨水対策としての調整池機能や自然環境保全などではありますが、現在進められている市道23号線の道路整備によって、調整池の雨水があふれた場合は対応できるとの説明もありました。

これまで、前市長による土地購入に関する問題は多々あり、たとえ違法でなくても市民から不信の声は上がっており、市民感情からしても前市長とその家族が所有する土地取得は、すべきではありません。よって、反対するものです。委員各位の御賛同を訴えまして、反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 請願第3号、「まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」提出の請願について、賛成討論を行います。

4月16日の熊本地震を初め、いつどこで大災害が起きてもおかしくない地震列島の日本で、老朽化した東海第二原発の危険性はなおさら高まっています。地震が起きるたびに近隣の原発

施設の状況が報道されます。県内の地震情報には、必ず東海第二の原発施設が安全かどうかの確認情報が報道されます。

6月2日、東海第二発電所内の廃棄物処理施設で750リットルの放射性廃液が漏れ出す事故が発生しました。運転開始以来、59回目の事故であり、報告義務のないトラブルを含めると258回にも上っているとのことであります。今回漏れ出した廃液には、コバルト60等の放射性物質が1リットル当たり37万ベクレル含まれているとのことですが、配管金属の腐食や疲労が原因ではないか、原子炉や配管などのステンレス鋼材は中性子が当たり続けることによって劣化し、亀裂が入りやすくなる。これは避けがたい法則であり、原発の運転期間は原則40年とされています。

四国電力伊方原発でも一昨年、配管からコバルト60等の放射性物質が漏れ出し、その配管が32年間一度も交換されていなかったことが明らかとなりました。東海第二原発は、2011年3月11日の東日本大震災でマグニチュード9の大地震と津波の被害を受けた被災原発であり、もし原発の深刻な被害が起きた場合、半径30キロ圏内に約100万人が住んでおり、大きな被害につながる危険な原発であります。避難計画自体、人的にも物理的にも不可能な計画と言えます。間もなく40年の運転期限を迎える東海第二原発の20年延長は、これを認めれば既成事実として他の原発にも波及しかねません。

先ごろ新聞報道で、茨城県で30年以内に震度6以上の地震が起きる可能性が9割あるとのことがありました。巨大地震に対する備えは十分とは言えない中で、生命財産を守る自治体として再稼働や20年の運転延長は認めるべきではありません。よって、請願第3号「まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」提出の請願に賛成いたします。委員各位の御賛同を心よりお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、賛成討論を行います。

議案第53号、牛久市土地開発基金条例の一部を改正する条例について、議案第65号、土地取得について、決議案第2号、ひたち野地区の中学校建設用地（タキイ種苗跡地）に係わる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議について、賛成の立場で討論を行います。

まず、議案第53号、牛久市土地開発基金条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正案は、土地開発基金で保有している現金を一般会計に繰り入れることができ

ようにするためのものであります。そもそもこの条例は、日本列島改造論が吹き荒れていた時代に地方自治体が大規模に土地を取用し、開発を進めるといった手法によるまちづくりを多用していた時代の産物であります。今やそうしたまちづくりは破綻を来し、多くの自治体でそのツケが財政を逼迫させる事態を引き起こしています。

土地は単に所有するだけでも資産価値があり、その価値は毀損しないものと思われていた土地神話は、既に過去のものとなっております。しかも、土地開発基金での購入は、議会の承認を受けずに用地の取得ができる制度であります。前市長は、議会の存在をないがしろにした状況の中で、つけ焼き刃で計画を立ち上げて土地取得を繰り返してまいりました。根本市長は、今まさにそのツケをどう清算していくかに頭を悩ませているところと推察いたします。現在は、前市長が購入ありきで立てた計画に基づき購入されたそれらの土地を含め、基金の所有している土地の精査をしているところの説明がありました。不要な土地を処分することは望ましいことではありますが、処分は購入時の金額と同等に行えるものではないと考えられます。高く買ったものを安くしか売れないという現実、この損益は一体誰が負っていくことになるのでしょうか。ツケはどんなときも市民に降りかかってくるのです。

こうした市政運営は二度と起こしてはなりません。土地開発基金は、こうした事態を引き起こす可能性を含んだ制度であると言わざるを得ません。土地開発基金がなくとも十分市政運営ができる現在では、本条例は廃止すべきと考えます。しかしながら、土地処分も検討されている現状では、すぐに廃止することはできないと思われることから、少なくとも必要以上の基金は持つ必要がないと判断し、本条例の趣旨に賛同する次第であります。

次に、議案第65号について。

議案第65号は、(仮称)ひたち野うしく中学校の建設用地として土地を取得するための議案であります。ひたち野地区に中学校の新設を望んでいた市民にとっては、確実に歩みを進めるための第一歩として何よりの朗報と言えらると思います。

とはいえ、今回の学校用地取得に対して議会の中ではもろ手を挙げて賛成とはいかない状況は、相変わらずのようであります。学校用地がタキイ種苗の跡地ということで、いたずらに土壌汚染を不安視し、適切でないかと吹聴するような質問、意見を述べる方々がいらっしやいます。種苗会社が、さも違法な農薬を使っていたのではないかと言わんばかりの質疑は、一体何を意図しているのでしょうか。一流の種苗会社の企業倫理、法令遵守の姿勢さえ疑っているかのようなこれらの主張は、これまでの市政運営の中で見聞きしてきたことに由来するのでしょうか。

また、タキイ種苗がここを農地とする以前は、周辺同様に山林だったと思われます。そこに有害物質が残留しているような状況があったとしたら、これは大問題です。農地や山林を宅地

として開発し、発展してきた牛久市を根底から脅かす大問題となります。この発想で言えば、私たちの住む住宅地も全て土壌調査をしなければならないことに陥りかねません。

さらに言えば、そもそもこの土地は前市長時代にタキイ種苗からの申し出があり、活用が模索されていた土地でもあります。前市長は、当時ここを優良田園住宅として開発していきたいと発言をされておりました。では、そのときには現在問題となっているようなことは懸念されていたのでしょうか。有害物質が含まれるかもしれない土地を、市は若年世代を念頭に住宅供給しようとしていたこととなります。前市長は、そういうことをやりかねないと思っているから、念には念を入れて調査が必要だと訴えておられるのでしょうか。もうこんなデマのような論拠をもとに質疑を行ったり、意見を述べたりするのはいいかげんやめにしませんか。

既に、この用地は一部ではありますが土壌調査を済ませております。そして、その調査結果は、全てにおいて不検出または定量下限値未満を示すものだったことが報告されています。それでも、一部の扇動者によって植えつけられた不安の種を払拭するために、さらに土壌調査をしていきたいとした今回の市の姿勢は、市民に寄り添うものとして評価したいと思います。

一方、経費の面からいえばこの用地はひたち野うしく小学校用地の4分の1以下の価格で、面積的にもその後の生徒増加に対しても十分対応でき、また現在懸案となっている第一幼稚園の建設にも十分可能な広さであることが大きな利点と言えます。そこで、議案第65号は全議員が賛成し、次代を担う子供たちに大きな祝福を与えていくことが望めます。

決議案第2号は、議案第65号の中で述べた趣旨と同様な見解のもとに賛同するものです。ただし、全項目にわたる調査など必要以上の調査は、全体スケジュールのおくれや無駄な経費の費消へとつながることから、適切に執行していただきたいと思います。

以上で賛成討論を終わりますが、議案第58号、土地取得についてであります。ひたち野西近隣公園を整備するための土地取得に関しては、継続審査の申し出が常任委員会の判断として示され、提案されております。今後、十分な審査が進められると考えておりますが、注視してまいりたいと思います。

また、請願第3号の「まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」提出の請願書については、紹介議員であることから賛成討論は控えますが、議会としての良識を全員賛成で採択してお示しをいただきたいと考えております。

以上、皆様の御判断をよろしくお願い申し上げ、賛成討論を終わりとさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 議案第65号、土地取得について、決議案第2号についての賛成討論をさせていただきます。

北部開発から始まったひたち野地域の開発は、大きく分けての今回の中学校建設用地買収によって締めくくりだと考えております。北部開発は、私の議員生活の中でも最も大きなウエートを占めておりました。当初計画は、関係地域住民の同意が得られず、一旦白紙撤回となりました。その後、地域住民の強い願いから当初計画より縮小され、1988年当時の住宅都市整備公団施工の区画整理となりました。その後、県が主導となり、この区画整理等を含めて土浦、つくば、牛久を含めたグレーターつくば構想、業務核都市構想が計画をされましたが、頓挫したわけであります。

私たち党派は、関係住民に負担の多い区画整理法自体、問題があるとして、全ての区画整理事業に反対をしてきましたが、北部開発については地域住民主導の区画整理事業として復活し進められると判断し、当初から賛成をしてまいりました。事業が進められる中、多くの要求を出し、計画に組み入れられたものも数多くありました。その最も大きなものが、ひたち野うしく駅を始発駅にするものでありました。駅舎自体は可能になったものの、JRがこの要求に対してまだ実施していないというのが現状であります。

当初は、この区画整理事業の計画、小学校2校、中学校1校が計画をされておりました。それを信じて多くの方が移住してきました。ところが、前市長は区画整理地内の学校建設を全てなくし、小学校用地も二転、三転としました。地域住民の強い要望でやっと区画整理地内にひたち野うしく小学校が建設されたのは、御承知のとおりであります。中学校も建設しないと決め、下根中学校の増築で賄おうとしましたが、区画整理の計画どおりの建設をと地域住民の強い願いもあり、さらにまた運動も大きく盛り上がりました。そのほかの小学校用地や中学校用地はURが宅地として販売しましたが、昨年の市長選挙でひたち野地域への中学校建設の公約を掲げた根本市長が誕生し、ようやく建設に至ろうとしているわけであります。

そのほか、この区画整理地内には多くの市民要望であった市役所の出張所や、そこに郵便局の併設、保育園や幼稚園用の用地などの当初計画では確保されておりましたが、何度となく計画変更がなされ現状のようになったのは、残念と思っております。しかし、UR撤退でリフレビルを購入、強い住民要求で郵便局ができました。そして、今回ひたち野地域への中学校の新設で、北部地域開発の集大成だと私どもは考えております。

私たち党派は、これまで党の国会議員団とともに文部科学省や国土交通省、ゆうちょ銀行本社、JR東日本本社などに何度となくこのひたち野地域の開発問題、中学校問題、そしてまた交通問題等、独自に交渉を続けてまいりました。しかし、まだまだ地域住民の要求は多々あります。決議案にもありますとおり、地域住民の不安を取り除くための残留農薬の再検査や中学

校建設に当たっての住民説明会の開催など、私たち党議員団は、住民要求の実現を目指し、さらに皆さんとともに運動を進めていくために全力で頑張る決意を表明しまして、賛成討論いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） 議案第65号、（仮称）ひたち野うしく中学校整備事業のための土地取得について並びに決議案第2号、ひたち野地区の中学校建設用地に係わる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議について、賛成討論をいたします。

昨年10月議会で提出されたひたち野地域への中学校の早期新設を求める請願について、私は反対をいたしました。それは、学校の規模や用地も明らかにされていない中で、平成30年4月の開校という性急な期日の設定や教育委員会の人事への介入ともとれる内容が、余りにも乱暴であると思ったからです。

そして、前回5月の臨時会で候補地が明らかになり、土地取得のための補正予算が上程され、その用地選定の過程についても公表されました。しかし、農場跡地であることから農薬等による土壌汚染の懸念があり、私は用地全体の調査をする必要があるのではないかと質問しましたが、執行部からはひたち野うしく駐車場の整備の際に土壌調査した2カ所での結果から、その安全性について問題はないと考えているという旨の御答弁でした。それゆえ、学校の用地として適当であるという判断材料がなく、採決については退席という決断をいたしました。

しかしながら、今回の議会での同僚議員の一般質問に対して、執行部から建設用地全体の調査をするという御答弁をいただいたこと、また議会の総意により再調査と地域住民に対する説明会の開催を決議案として提案することができたこと、そして土壌調査をして子供たちの安全性に問題がないことを前提として賛成することといたしました。ただ、建設に係る経費は当初市長が話されていた27億円とはならず、40億円を上限とすることが示されました。それとともに、例えば今年度予算化されている牛久第一中学校体育館の建てかえが7億円、神谷小学校改修に4億円、牛久南中学校改修に5億円、下根中学校改修に4億円と、老朽化した校舎のリニューアルが今後めじろ押しです。

しかし、どこに住んでいてもひとしく安全で良好な学習環境を提供するためには、当然必要なことでもありましょう。毎年、税収が1億円減っていき、扶助費は年々増加していく中で、これらの財源を確保していくことは容易ではないことと推測いたします。ですので、市長も今回たびたび口にされてきましたように、今までさまざまところへ出されていた補助金や交付

金などを見直したり、持続可能なまちづくりのために身の丈に合った施設のあり方を改めて熟慮していただくことも必要になってくると考えます。

学校は、できたならば何十年とそこで大切な役目を果たしていく施設です。子供たちの教育の場はもとより、防災施設、文化施設、生涯学習施設など広く地域と結びつくコミュニティーの核となるような学校として整備していただきたいこと、また今後、基本設計、実施設計と進む中で、地域に暮らすさまざまな世代の方たちと意見を交わしながら進めていただくことを希望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 請願第3号、「まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」に賛成の立場での討論をいたしたいと思います。

2011年3月11日、福島原発の苛酷で悲惨な事故が起きたのにもかかわらず、安倍政権は原発推進路線を明確にしたエネルギー基本計画を2014年4月1日に閣議決定するという、被災者や世論を無視した暴挙を行いました。福島原発事故から5年余り。5年経過しても、森林が70%も占める福島県では、原発から飛び散った放射能が樹木の葉一枚一枚に付着し、その葉が落葉しても再び放射能が飛び散る状況で、畑の作物は、基準値は下がったが、未検出ではないと地域の方々が言っているわけです。

高濃度の放射能散乱地域の住民は、もとの状況に戻してくれと異口同音、申されます。安倍政権は、福島の教訓を生かそうとせず、本来はドイツのように持続可能エネルギーへの転換で経済の発展を考えるべきなのに、相変わらず原発をやめたら経済が破綻すると脅し、川内原発の再稼働を初め人口密集地にある浜岡原発のように、そしてこの浜岡原発は南海トラフ地域の震源地にも当たっておるにもかかわらず、この浜岡原発を初め、次々に再稼働に進もうとしていることに国民の安全・安心であるべき政治の本分が、今安倍政権に対し問われているかと思えます。

この請願の趣旨にありますように、老朽化した原発は廃炉を進めるべきで、40年近い東海第二原発の20年の延長をするということなど、あってはならないことであります。現在、老朽化原発の廃炉も進められ、日本原子力発電敦賀原発の1号機、関西電力美浜原発の1号機と2号機、そしてことし3号機が運転から40年になるので廃炉にするとわれ、また中国電力の島根原発1号機も廃炉にするとされており。同様に老朽化している東海原発は、即刻廃炉とすることが一番望ましいと私は考えます。

請願第3号、「まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」に対し賛成討論をいたしますが、良識ある議員の皆様の御賛同を強く求め、討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 請願第3号、「まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」提出に対する賛成討論をいたします。

原発の危険性、そして不経済性、そして必要でも何でもないという現実、そして環境を破壊する最も大きな原因となり得るということについては、福島第一原発事故がその実態を明らかにしたのではないかというふうに思います。

私は、ここで特に東海第二原発の危険性について触れたいと思います。周知のとおり、東海第二原発は出力110万キロワットの原発であります。110万キロ、この数字がいかに大きいかわかりませんが、小出裕章元京都大学原子炉実験所助教によれば、広島原発が爆発したときに燃えたウランの量は800グラム、それに対し100万キロワット級の原発1基が1年稼働すると1トン、1,000キロ、このウランを燃やす。つまり、それだけの放射性物質をつくり出す。わかりやすく言えば、原発1基が1年間だけ稼働するだけでも、広島に投下された原爆1,000個分以上の放射性物質をつくり出します。それほど危険な施設であるということでもあります。この牛久からわずか60キロのところ、そのような危険な施設があるということでもあります。

そして、この東海原発は5年前のあの福島第一原発事故のときに、同じような危険な状態に至っていたということ、このこともマスコミで御存じかと思いますが、今もう一度想起するために少し触れておきたいと思います。まさに当時、東海原発は危機一髪の状態でありました。龍ヶ崎の市民は次のようにそのことをまとめています。

震災当時、2分後に緊急停止しましたが、炉心は極めて高温状態にあり、再臨界を起し暴走する可能性があるため、炉心冷却する必要があります。ところが、そのために必要な外部電源が常用、予備用、いずれも地震のためにダウンしてしまいました。そこで、非常用発電機3台で3機の海水ポンプを動かし、非常用炉心冷却システム2系統を起動させましたが、地震から30分後に津波が押し寄せ、ポンプ1機と発電機1台が水につかり動かなくなり、冷却システムの1系統、つまり半分がダウンしてしまいました。そのため、冷却が十分進まず、地震から7時間後の時点で原子炉圧力容器の水温は二百数十度、圧力は約67気圧と通常の運転とほとんど変わらない状態で、放置すれば水位の低下、炉心露出、再臨界、メルトダウンを起し

かねない危機的状況になりました。炉心を冷却するために、注水と圧力容器の弁を開けるベントを3昼夜にわたり100回以上も繰り返したといいます。その中で、やっと13日夜には外部予備電源が復旧し、14日深夜にはとまっていた冷却システムもう1系統も作動し、15日未明ようやく低温停止状態に至ったのです。まさに、綱渡りの3日半であったわけでありませぬ。

そしてもう一つ、この非常用発電機3台と3機の海水ポンプのうち、それぞれ2機が残って使えたのは幸いでしたが、それも間一髪の状態だったわけでありませぬ。村上達也前東海村村長の話では、大地震当日、押し寄せてきた津波の高さは5.4メートル、東海原発の防潮壁はもともと4.9メートルでした。ところが、2日前の3月9日に6.1メートルに増設する工事が完成していたために、70センチの差があったので何とかセーフとなったのでありませぬ。逆に言えば、津波があと70センチ高かったら東海原発も福島原発と同じような状態になっていた、危機的状態であったということでありませぬ。

東海第二原発は、1978年の操業開始から38年がたった老朽施設です。これまでも冷却システムのかなめである熱交換機に水を送る配管にふぐあいが生じ、2011年の大事故の前の2010年にも運転を中止せざるを得なくなったなど、さまざまなトラブルが生じていたばろばろの設備でありませぬ。加えて、2011年の大地震による地殻変動で敷地が1.5メートルずれたことが明らかになっています。内部の配管にずれが生じるなど、さまざまなふぐあいが生じていても不思議ではない状態でありませぬ。さらに、東海第二原発は全国で唯一首都圏に位置し、半径30キロメートル圏内に100万人が定住する日本で最も人口密集地に立地する原発でありませぬ。都心からも110キロメートルと、都心に最も近い原発です。事故に至った場合の被害は、福島第一原発と比べようもありません。

牛久市としてもホットスポットになった福島原発事故は、約180キロ離れていました。その3分の1の約60キロに位置し、出力110万キロワットの東海第二原発で事故が発生した場合、牛久が住めなくなる可能性も含めてどれほどの放射能被曝を強要されるかは、想像の範囲を超えます。

2カ月前、熊本地震、そして昨日の函館地震など地震大国日本がまさに地震の活性期を迎えている現在、東海第二原発の再稼働につながる延長は断じて許されませぬ。請願への御理解、御賛同を切にお願いして、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号ないし議案第61号、議案第63号ないし議案第65号の13件、決議案第2号の1件及び請願第3号の1件について順次採決いたします。

初めに、議案第52号牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号牛久市土地開発基金条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成28年度牛久市一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号土地取得について、本案は産業建設常任委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中において継続審査の申し出がありました。本案は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第58号は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、議案第59号工事請負契約の変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号土地取得について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決議案第2号ひたち野地区の中学校建設用地（タキイ種苗跡地）に係わる残留農薬等の再調査及び地域住民に対する説明会の開催を求める決議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、決議案第2号は可決されました。

次に、請願第3号「まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書」提出の請願書、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、請願第3号は採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は12時5分といたします。

午前 11 時 41 分休憩

午後 0 時 05 分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

ただいま須藤京子君ほか 1 名から意見書案第 5 号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第 5 号の 1 件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、意見書案第 5 号の 1 件を議題といたします。



追加日程第 1 意見書案第 5 号 まもなく 40 年を迎える東海第 2 原発の 20 年延長の申請
をしないように求める意見書の提出について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。8 番須藤京子君。

〔8 番須藤京子君登壇〕

○8 番（須藤京子君） 意見書案第 5 号の朗読の前に、皆さまにおかれては議員全員での住民の請願に御採択をいただきましたことを改めてお礼申し上げます。

それでは、意見書案第 5 号、朗読をさせていただきます。

まもなく 40 年を迎える東海第 2 原発の 20 年延長の申請をしないように求める意見書
(案)

福島第一原発事故の際に発せられた緊急事態宣言は今なおそのままです。そして事故がなぜ起こったのかという原因についても未だ確定的な結論は出ておりません。溶け落ちた核燃料の状態を始め原子炉、格納容器内の状態が正確に調査できていないのですからそれは当然のことです。津波が原因と説はありますが、地震で原子力施設機器の損傷が先行したとの説もあります。

事故を最初に起こしたのは 1 号機でしたが、この原発は運転期間 40 年になる老朽原発でした。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、原子炉等規制法と称す）第四十三条の三の三十二によれば、原発の運転期間は「検査に合格した日から起算して四十年」と定められています。同条 2 項以降には原子力規制委員会の許可を得て一回限り 20 年以内の運転延長ができるという規定がありますが、運転延長による原発の劣化・老朽化の危険性

は福島第一原発事故にも表れている通りです。

東海第2原発は、今、運転期間37年と6カ月を経過しています。平成23年3月11日の巨大地震と津波によって被災した原発でもあり、敷地地盤が水平に1.2m、垂直に0.2mの地殻変動を受けてもいます。さらに、もし原発の深刻な事故が起きた場合、半径30kmに約100万人が居住し極めて大きな被害につながる危険な原発であります。

牛久市議会は平成24年3月23日、「東海第2原発の再稼働中止と廃炉を求める意見書」提出の請願を賛成多数で採択しました。当時の総務常任委員長は常任委員会報告の中で「本件は、福島第一原発事故の収束のめどがまだ立たず、報告される放射能測定値について苦慮している状況において、著しい老朽化と定期点検終了時期の延期等の不安を持つ東海第2原発の再稼働を中止し、廃炉を強く求めるものであります」と指摘しました。

しかるに、日本原子力発電株式会社（以下、日本原電と称す）は東海第2原発の20年延長を申請しようとしています。そこで、まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請を、日本原電はしないように、そして茨城県知事並びに原子力所在地域首長懇談会と、東海第2原発安全対策首長会議の関係自治体の首長は申請の撤回へ強く御指導いただけるよう求めるものです。

以上の主旨から、地方自治法第99条に基づいて、まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書を提出します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書議案第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で意見書案第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第5号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第5号について採決いたします。

意見書案第5号まもなく40年を迎える東海第2原発の20年延長の申請をしないように求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16、教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

—————○—————

教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（市川圭一君） 本案は、教育民生常任委員長から会議規則第111条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中において継続調査の申し出がありました。本案は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、本案は、否決となりました。

次に、日程第17、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

—————○—————

閉会中の事務調査の件

○議長（市川圭一君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

もとい。閉会中の事務調査ですので、通常のとおりですね。（「それで終わればいいじゃない」の声あり）

賛成少数のため……。〔閉会中の事務調査はできないということだよ〕の声あり〕そうですね。よって、本件は各委員長の申し出の閉会中の事務調査は継続ということに……。

もとい。（「否決したから」の声あり）否決。（「調査できるの」の声あり）事務調査はなしと

いうことになりましたので、お願いいたします。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成28年第2回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 板 倉 香

署名議員 柳 井 哲 也